

遊漁承認証別		魚種		遊漁の方法	遊漁料
全魚種	渓流魚	あゆ、やまめ、いわな、にじ うぐい、こい、ふな、うなぎ ひめます（鳶沼のみ）、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	手釣り 竿釣り	10,000円 五,000円
(二) 納付の方法					
(1) 岩崎村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合 あらかじめ岩崎村漁業協同組合事務所（西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂三七〇番地一）に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。					
(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）					
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。 青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）					
遊漁者たる者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。					
7 (三) (二) (一) 游漁に際し守るべき事項 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域内において川底を攪はんしてはならない。 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。					
8 (四) (三) (二) (一) 漁場監視員に関する事項 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。					
9 (一) 違反に対する措置に関する事項 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(1)遊漁料を徵					

二 1 施行の日 平成十五年九月一日
二 2 深浦漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四番地二
二 3 認可年月日 平成十五年九月一日
二 4 漁業権の免許番号 内共第二号
二 5 遊漁についての制限の範囲
二 6 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具漁法によつて遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間
次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
吾妻川河口から東股沢との合流点（二又）までの吾妻川本流の区域及び吾妻川と東股沢との合流点（二又）から吾妻川第一号堰堤にいたる間の東股沢の本支流の区域	一月一日から十二月三十一日まで

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	一〇センチメートル
やまめ、いわな	一五センチメートル

(一) 遊漁料
深浦漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料	期間	魚種	漁具、漁法
一年 三,000円	一日	あゆ、やまめ、いわな	竿釣

収する。

(2)	青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合	ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。
(2)	遊漁承認証別	遊漁の方法
全魚種	魚種	遊漁の方法
渓流魚	魚種	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな、にじ ます、ひめます（篠沼のみ）、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	10,000円
やまめ、いわな、にじます、 ひめます（篠沼のみ）、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	5,000円

納付の方法

(1) 深浦漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合
あらかじめ深浦漁業協同組合事務所（西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四番地二）に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）

遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(二) 遊漁承認証は、提示しなければならない。

(三) 遊漁に際し守るべき事項
遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域内において川底を攪はんしてはならない。

遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

漁場監視員に関する事項
ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

漁場監視員は、規則の励行について、必要な指示を行うことがある。

漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

違反者に対する措置に関する事項

(四)	漁業権者の名称及び住所	追良瀬内水面漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字追良瀬字広野一二〇番地
3 1	認可年月日	平成十五年九月一日
4 3 2	漁業権の免許番号	内共第三号
10	施行の日	平成十五年九月一日
(一)	遊漁についての制限の範囲	竿釣り、漁具、漁法の制限
	竿釣以外の漁具漁法によつて遊漁してはならない。	まき餌を使用してはならない。
	次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。	次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。
(二)	遊漁期間	竿釣以外の漁具漁法によつて遊漁してはならない。
(三)	禁止区域及び期間	竿釣以外の漁具漁法によつて遊漁してはならない。
	次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。	竿釣以外の漁具漁法によつて遊漁してはならない。
(四)	区域	区域
国道一〇一號線追良瀬橋上流端から河口までの区域 上切堰堤、濁水堰堤上下流五〇メートルの区域 オサナメ川全流域 上流の追良瀬川本支流	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長	
	あゆ、やまめ、いわな、うぐい	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

魚種	遊漁料	
	一日	五年
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	五百円	三〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇〇円を加算した額とする。また、未就学の児童については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(一) 納付の方法

あらかじめ追良瀬内水面漁業協同組合事務所（西津軽郡深浦町大字追良瀬字広野一二〇番地）、吉田商店（西津軽郡深浦町大字追良瀬字松原）又は

福沢商店（西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎）に納付すること。ただし、当該遊漁する場合においても漁場監視員に納付することができる。

(二) 遊漁承認証に関する事項

遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

遊漁者は、禁止区域内では川底を攫はんしてはならない。

遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

プラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(三) 漁場監視員に関する事項

遊漁者は、規則の勧行に関して、必要な指示を行うことがある。

漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはない。

10 施行の日 平成十五年九月一日

四
1

漁業権者の名称及び住所

大童子川内水面漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎一五一番地二二

認可年月日 平成十五年九月一日

漁業権の免許番号 内共第四号

4 3 2 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

魚種	期間	
	七月一日から翌年三月三十一日まで	四月一日から九月三十日まで

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間	
	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで
JR五能線鉄橋の上流端から河口までの区域 大童子川一号砂防ダム（鰺ヶ沢土木事務所施工、昭和三十七年竣工）の上流端から崩壊の下流端までの区域		

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを探捕してはならない。

魚種	全長	
	あゆ	一〇センチメートル
あゆ、やまめ、いわな	一五センチメートル	

(一) 遊漁料の額及びその納付の方法

魚種	遊漁料	
	一日	五年
あゆ、やまめ、いわな	四〇〇円	三〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇〇円を加算した額とする。また、未就学の児童については無料、小中学生

(二) 又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。
 納付の方法
 あらかじめ組合長（西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎一五一番地三）、

伊藤商店（西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎七〇番地三）、
 藤田商店（西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野二八番地六）、
 派谷商店（西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野八二番地二）、
 小山商店（西津軽郡深浦町大字関字小島崎一七九番地一）又は

太田釣具店（西津軽郡鰺ヶ沢町大字釣町二九番地）に納付すること。ただし、
 当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

6 遊漁承認証に関する事項
 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

7 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

8 遊漁に際し守るべき事項
 遊漁者は、川底を攬はんしてはならない。

9 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

10 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

11 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

12 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

13 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

14 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

15 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

16 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

17 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

18 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

19 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

20 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

21 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

22 遊漁者、川底を攬はんしてはならない。

(二) 遊漁期間
 次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
うぐい、かじか	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
鏡世橋上流端より二〇〇メートル上流から河口までの区域	九月一日から九月三十日まで

赤石堰堤上流端から上流の本支流

5 全長制限
 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル

(1) 遊漁料
 用いて遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣、持網、さで網	一年一日	四〇〇円

(2) 遊漁料
 たゞし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の児童については無料、小中学生又は肢体不自由者については右表の額の二分の一の額とする。

全魚種	魚種	遊漁料
遊漁承認証別	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(糞沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	四〇〇円
遊漁の方法	竿釣り	一〇〇〇円

溪流魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます（鳶沼のみ）、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇円
-----	---	------------	------

(二) 納付の方法
(1) 赤石水産漁業協同組合、赤石地区漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ赤石水産漁業協同組合（西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字砂山一

四六番地）、

赤石地区漁業協同組合（西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字上禿二六番地五）、

木村商店（西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字名原六番地）、

田中商店（西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字晴間一五五番地五）、

安田商店（西津軽郡鰺ヶ沢町大字南日照田字野脇五六番地二）、

館山商店（西津軽郡鰺ヶ沢町大字南日照田字野脇七番地一）、

清野商店（西津軽郡鰺ヶ沢町大字館前町字館ノ下三三番地三）、

太田商店（西津軽郡鰺ヶ沢町大字種里町字前田一番地三）又は

熊の湯温泉（西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字湯湧渦三一番地）に納付する

こと。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することがで

きる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）

6 遊漁承認証に関する事項

遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

ない。

遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

遊漁者は、遊漁承認証に従わなければならない。

ブランクバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

漁場監視員に関する事項
漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項
(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

六 1 漁業権者の名称及び住所

中村川振興漁業協同組合 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一一四番地一二

認可年月日 平成十五年九月一日

漁業権の免許番号 内共第六号

4 2 遊漁についての制限の範囲

4 3 (一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。

4 4 (二) 遊漁期間

魚種	期 間	
	あゆ	やまめ、いわな
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで	四月一日から九月三十日まで
やまめ、いわな	一月一日から十二月三十一日まで	

4 5 (三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷の揚水機から上下流二〇〇メートルの中村川本流の区域	一月一日から十二月三十一日まで
馬久前沢川本流及び西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷の揚水機下流二〇〇メートルから河口までの中村川本流の区域	四月一日から五月三十一日まで
やまめ、いわな、こい 全 長	一五センチメートル

5 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

6 遊漁料の額及びその納付の方法

